

1-4.利用案内（団体）

保育士・教職員として利用される方へ



保育士や幼稚園教諭の方が園での読み聞かせのために、図書館の絵本や紙芝居をご利用になる場合、また、教職員の方が学校の授業等のために、図書館資料をご利用になる場合には、団体貸出と同じ条件でお借りになれます。

施設名での団体貸出とは異なり、借りた方の責任所在を明らかにするために、教職員の個人名にカッコ書きで施設名を付記した図書館利用券となります。

1. 教職員とは・・・

図書館利用券を作ることができる教職員とは、

- 市川市内の学校・幼稚園の教員、教諭、講師、指導員、その他の職員
- 保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の保育士、保育従事者
- 放課後保育クラブの教職員



←図書館利用券

2. はじめて利用券をつくるとき

ご来館のうえ、以下のものをお持ちになり登録の手続きをしてください。

- ① 「市川市立図書館館外貸出団体登録・更新申請書（教職員）」（用紙は図書館にあります）
- ② ご自身の住所を証明するもの（免許証、保険証等）
- ③ 市川市内の学校、幼稚園、保育園等に在職していることが証明できるもの（身分証明書・職員証等）

※ 申請の内容によっては、即日の利用券の交付ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 利用券は、作られた年度の3月末まで有効です。以後は、年度更新となります。

※ 登録事項に変更があった、または利用券を紛失された場合は、ただちに窓口へお届出ください。

3. 借りるには・・・（貸出）

お借りの際には、必ず利用券が必要です。お忘れの場合は原則として貸出しできませんのでご注意ください。

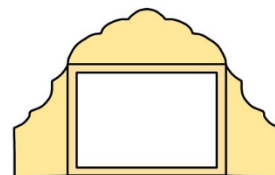
種類	冊数	期間
図書	制限なし	貸出日を含む31日
C D	3点	貸出日を含む15日
大型絵本・大型紙芝居(中央所蔵のみ)	1点	貸出日を含む15日

- 貸出の延長を希望されるときは、利用券をお持ちください。延長希望の資料に予約がなければ延長可能です。
- ウェブからの延長、および電話（自動音声応答システム 電話番号 047-320-3333）での延長できます。
- 長期に延滞されている場合は、新たな貸出はできません。

- DVDは、団体（教職員）利用券ではお借りになれません。なお、市川市関係の映像資料（ビデオも含む）については、お借りになれる場合がありますので、ご相談ください。
- 授業のために使用する資料は同じ時期に利用希望が重なることが多く、また来館する子ども達への利用を確保する必要があります。そのため、多量の貸出はご遠慮願う場合があります。

4. 返すには・・・（返却）

- 市内のどの図書館でも返すことができます。また、返却ポストや市民図書室・公民館図書室等でも返すことができます。
- 学校図書館支援センター事業の物流便（ネットワーク物流便）での返却もできます。
但し、CD及び個人利用券で借りた資料の返却には、ネットワーク物流便はご利用になれません。
- 紙芝居は、順番を揃え、枚数を確認してお返しください。
- お借りになっている資料は、貸出期限内にお返しください。



5. 見つからないときには・・・（予約・リクエスト）

- お探しの資料が見当たらないときは、予約することができます。
- 窓口では1日5タイトル、累計で20まで予約できます。（うちCDは3点まで。DVDは利用はできません。）
- ウェブサイトからもご自身で予約もできます。個人利用者と同様にウェブ用のパスワードをご利用になれます。
- 予約した資料に、個人の方の予約が入った場合は、個人の方の予約が優先となります。
- 市川市に所蔵がない資料については、お受けしていません。但し、十冊文庫を除く。

6. 図書館利用券の期限は・・・（利用券更新）

- 利用券の有効期限は毎年の3月末までとなります。
- 新年度は、5月末までに以下のものをお持ちになり、ご来館のうえ更新の手続きをしてください。
 - ① 「市川市立図書館館外貸出団体登録・更新申請書（教職員）」（用紙は図書館にあります）
 - ② ご自宅の住所を証明するもの（免許証、保険証等。）
 - ③ お使いになっている図書館利用券
 - ④ 市川市内の学校、幼稚園、保育園等に在職していることが証明できるもの（身分証明書・職員証等）
- 6月以降に更新手続きがお済みでない場合には、ご利用になれません。更新手続き後にご利用ください。

7. 本を破ったり、濡らしたら・・・（資料の破損・紛失）

原則として、現物（同じ本）での弁償となります。図書館のカウンターか電話で、手続きについてお問い合わせください。